

「社会福祉法人やすらぎ会
西側駐車場整備工事」

入札説明書

平成30年4月2日
社会福祉法人やすらぎ会 事務局

社会福祉法人やすらぎ会（以下、やすらぎ会）による「社会福祉法人やすらぎ会西側駐車場整備工事」案件については、やすらぎ会経理規程第12章契約及び平成30年3月17日開催の理事会決議の結果、一般競争入札に付すこととしました。

本入札案件については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。本入札案件に参加する者は、下記の事項を熟読のうえ、入札して下さい。

1 公告日

平成30年4月2日（月）10時00分より、開札日までの間、やすらぎ会特養棟1階掲示板にて公告を掲載します。ホームページには公告及び仕様書の他、下記に記す各種提出書類を掲載します。

2 内容

やすらぎ会特養棟1階掲示板及びホームページに掲載する公告・仕様書の通りです。

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（3）までに該当する者が、入札に参加することができます。

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

（2）本入札案件を施行するに足る資格・許可を有すること。

（3）下記12「契約の解除等」に該当していないこと。

次に掲げる（1）及び（2）に該当する者は、やすらぎ会が決定した予定価格を容易に知りうると考えられるため、入札に参加できません。

（1）予定価格について意見を徴した設計業者等の役員が、建設業者の役員を兼任している建設業者。

（2）予定価格について意見を徴した設計業者等が建設業者の関連会社に該当する場合等予定価格について意見を徴した設計業者等と特別な関係にあると認められる建設業者。

4 入札参加資格の確認

本入札案件に参加を希望する者は、入札参加申請書（様式1）を提出して下さい。

提出期限：平成30年4月13日（金）10時00分まで（必着）

提出場所：〒632-0122 天理市福住町5504番地

社会福祉法人やすらぎ会 事務局 宛

提出方法：持参又は郵送で上記提出期限までに提出して下さい。

提出の際は封筒に「社会福祉法人やすらぎ会西側駐車場整備工事に係る入札参加申請書在中」と記して下さい。

その他：作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

やすらぎ会は、提出された申請書は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。尚、提出された申請書は返却しません。

5 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加申請書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、資格がない旨及びその理由を書面により通知します。

通知は平成30年4月14日（土）発送とします。

- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面を上記の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

6 入札書作成までの留意点

- (1) 仕様に関わる質問等については、次に示す連絡先に行ってください。

連絡先：社会福祉法人やすらぎ会

質問等期間：平成30年4月17日（火）9時00分から

平成30年4月20日（金）9時00分まで（必着）

質問等方法：社会福祉法人やすらぎ会代表FAX番号にて書面質問とします。

様式は問いませんが、表題に「社会福祉法人やすらぎ会西側駐車場整備工事に係る質問書」と記し、社名・担当者名・担当者のFAX番号を記し、質問内容を記して下さい。

FAX番号：0743-69-2101

回答の日時：平成30年4月21日（土）11時30分 実施

回答の方法：質問のあった者のFAX番号にて書面回答とします。

- (2) 工事のうち、同等品であると想定される物品を使用することについては、同等品確認申請書を提出して下さい。

同等品確認申請期間：平成30年4月17日（火）9時00分から

平成30年4月20日（金）9時00分まで（必着）

同等品確認申請方法：社会福祉法人やすらぎ会代表FAX番号にて申請とします。

様式は問いませんが、表題に「社会福祉法人やすらぎ会西側駐車場整備工事に係る同等品確認申請書」と記し、社名・担当者名・担当者のFAX番号を記し、仕様書に指定する物品の同等品確認を求める物品の製造会社名・品名を記して下さい。

申請先FAX番号：0743-69-2101

回答の日時：平成30年4月21日（土）11時30分 実施

回答の方法：質問のあった者のFAX番号にて書面回答とします。

- (3) 現場説明会は行いません。但し、但し、本入札案件に参加を希望する者の希望に基づく現場確認は随時行えることとします。

7 入札書等の提出方法

本入札案件に参加を希望する者であって、入札参加資格審査結果により資格がある旨の通知を受け取った者は、入札書（様式2）及び内訳書（入札者の様式で可）を提出して下さい。

提出期限：平成30年4月26日（木）午後6時00分まで（必着）

提出場所：〒632-0122 天理市福住町5504番地

社会福祉法人やすらぎ会 事務局 宛

提出方法：持参又は郵送で上記提出期限までに提出して下さい。

提出の際は封筒に「社会福祉法人やすらぎ会西側駐車場整備工事に係る入札書・内訳書在中」と記して下さい。

その他：作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

やすらぎ会は、提出された入札書・内訳書は開札までやすらぎ会事務所に保管します。また、提出された入札書・内訳書は開札以外に提出者に無断で使用しません。尚、提出された入札書・内訳書は返却しません。

8 入札書等の提出における説明・留意事項等

- (1) 入札は、総計金額で行います。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者である場合は、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

- (2) 入札書は、持参若しくは郵送して下さい。

入札者は、所定の入札書（様式2）・内訳書（入札者様式で可）を同封し、封緘し、持参若しくは郵送で入札して下さい。提出の際は封筒に「社会福祉法人やすらぎ会西側駐車場整備工事に係る入札書・内訳書在中」と記して下さい。

- (3) 入札をする意思がなくなった場合、辞退届を提出して下さい。

入札参加資格審査結果により資格がある旨の通知を受け取った者のうち、その後入札をする意思がなくなった者は、入札辞退届（様式3）を持参若しくは郵送して下さい。提出の際は封筒に「社会福祉法人やすらぎ会西側駐車場整備工事に係る入札辞退届在中」と記して下さい。また、所定の日時までに入札書の提出がなかった場合、入札を辞退したものとみなします。

- (4) 再度入札を行う場合があります。

再度（２回目）入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（１回目）入札に係る入札書と再度（２回目）入札に係る入札書の提出を認めます。この場合、２つの入札書・内訳書はそれぞれに封緘し、それぞれの封書に「社会福祉法人やすらぎ会西側駐車場整備工事に係る初度（１回目）入札書」「社会福祉法人やすらぎ会西側駐車場整備工事に係る再度（２回目）入札書」と記して下さい。

尚、封緘された入札書が初度（１回目）または再度（２回目）の明記の区別なく郵送されたとき、またはそれぞれの入札書が１通に封緘されて郵送されたときは、同一入札書がなした２以上の入札に該当するものとなり、無効の扱いとなりますので、ご注意下さい。

- (5) 再度入札のみを辞退することができます。

初度（１回目）入札を行い、再度入札は辞退することも認めます。この場合、初度（１回目）入札に係る入札書・内訳書を同封し、封緘し、再度入札については入札辞退届（様式３）を封緘し、それぞれの封書に「社会福祉法人やすらぎ会西側駐車場整備工事に係る初度入札書」「社会福祉法人やすらぎ会西側駐車場整備工事に係る再度入札辞退届」と記して下さい。

また、初度（１回目）入札に関わる入札書・内訳書のみを提出した入札者は、再度（２回目）入札を辞退したものとみなします。

- (6) 入札者は、一旦提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

- (7) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ①この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- ②この入札説明書で示した入札条件に違反した入札
- ③入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
- ④入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- ⑤同一入札者がなした同一事項についての２以上の入札
- ⑥入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- ⑦入札書記載の価格を加除訂正した入札
- ⑧その他、入札に関する条件に違反した入札

9 開札における説明

- (1) 開札には、入札に参加する者またはその代理人が出席できるものとします。

- (2) 開札は、やすらぎ会理事会で決議された日時・場所で行います。

開札日時：平成30年4月27日（金）午前10時00分

開札場所：特別養護老人ホームやすらぎ園 理事長室

開札の際、やすらぎ会は「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の徹底について」に基づき、監事・複数の理事（理事長を除く）及び評議員（理事長の六親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施

行令の規定による「特殊の関係のある者」を除く。)を立ち合わせて開札します。

また、開札事務は事務局員が担当します。

- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目)入札を行います。

- (3) 同価格の入札者が2人以上ある場合、くじ引きにより落札者を決定します。

入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上となる場合(落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合)は、くじにより落札者を決定することとします。この場合、くじは開札に立ち会った入札者がくじを引くことができるとし、郵送による入札者であって開札に立ち会う者がいない場合は当該入札事務に関係のないやすらぎ会職員が代行してくじを引くこととします。また、くじ引きを辞退することはできません。

- (5) 再度(2回目)入札に付し落札者がいない場合、随意契約とします。

やすらぎ会経理規程第72条(6)により、再度(2回目)入札に付し落札者がいない場合、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約の手続きに入ることがあります。

- (6) その他、以下の留意点があります。

①落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

②1者応札の場合であっても、入札は有効とします。

やすらぎ会経理規程第72条(6)により、入札者が1者のみとなった場合(1者応札の場合)であっても入札は有効とします。

10 開札後の説明・留意事項等

(1) 開札結果は、開札日当日から30日間、やすらぎ会特養棟1階掲示板に掲載します。また、ホームページにも開札結果を掲載します。

(2) 初度(1回目)入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不要となった場合は、やすらぎ会が封緘を開封せず粉砕処分することとします。

11 契約書の作成

(1) 落札者は、社会福祉法人やすらぎ会経理規程第73条の規定により、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。

(2) 落札者は、社会福祉法人やすらぎ会経理規程第73条各項の規定に基づき契約を締

結するものとします。

1 2 契約の解除等

落札者が契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しないものとします。

また、契約締結後であっても、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

いずれの場合であっても、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当って、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、やすらぎ会がやすらぎ会との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨をやすらぎ会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

1 3 補足する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金は免除します。
- (3) 契約保証金は免除します。

1 4 注意事項

- (1) 本入札案件については、やすらぎ会経理規程第73条(2)により、契約代金の支払い又は受領の時期及び方法を定め、やすらぎ会は定めに応じ契約代金を契約者に支払うものとします。
- (2) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、または解除された後においても同様とします。
- (3) 本入札案件の契約・施行に際しては、担当者と十分打合せの上、その者の指示に従って下さい。
- (4) 落札者は、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはなりません。

1 5 その他

- (1) 落札者は、契約や工事施行の詳細について、契約担当者等と十分協議して下さい。
- (2) 入札手続きに関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。

以上